

【仕様書】

令和 8 年度(2026 年度) 高校生等海外進学支援事業(おおさかグローバル塾)事業委託仕様書

1 事業名 高校生等海外進学支援事業(通称:おおさかグローバル塾)

2 事業の趣旨・目的

大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な、世界で活躍できるトップレベルのグローバル人材の育成を目的として、海外の大学での学位取得をめざす大阪府内在住の高校生等を対象に、海外進学に対応できる英語力や高度なコミュニケーション力等を身に付ける講座、長期休暇期間に実施する短期留学に加え、受講生個々に合わせたきめ細かな進路指導や将来の活躍への意識向上などを行う総合的な海外進学支援プログラムを実施する。

3 事業規模 受講生定員:50 名

4 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

5 履行場所 大阪府内及び海外短期留学先

6 委託上限額 33,404 千円(消費税及び地方消費税を含む)

7 委託事業の内容

海外の大学での学位取得をめざす大阪府内在住の高校生等を対象とした海外進学支援プログラムを実施する。また、事業の実施にあたっては世界の社会経済情勢の変化等による影響を考慮し、対策を講じた上で、事業目的を達成できる効果的なプログラムとなるよう工夫すること。

8 成果指標

- (1) プログラム修了後、海外進学を実現させる者の数:修了生のうち海外進学者が半数以上
- (2) 海外進学に必要な英語力の習得:受講生全員が海外進学に必要なレベルを獲得
- (3) 更なる進学先選択肢拡大のための英語力強化:受講生が受検する英語検定試験『IELTS』において、Overall スコア 5.5 以上を達成した者の割合が 90% 以上を達成。(残り 10%についても海外進学に必要なレベルまでの向上にかかる補足的サポートを実施)

【仕様書】

9 事業全体のスケジュール

日程(令和8年度)	事業実施内容等	実施主体	仕様書 項目番号 (ページ)
2月18日(水)から4月20日(月)	令和8年度受講生募集に向けた広報 (令和8年度受講生募集期間中)	大阪府 (契約後、受託者)	10(2)3ページ
3月25日(水)から4月20日(月)	出願書類の受付、受講生募集説明会動画公開(予定)	大阪府	10(3) 3~4ページ
4月初旬	契約締結	大阪府、 受託者	—
契約締結以降	年間を通した事業概要周知の広報	受託者	10(2)3ページ
	業務実施計画書の提出	受託者 →大阪府	11 13ページ
4月20日(月)から4月21日(火)	出願書類審査	大阪府	10(4)4ページ
4月22日(水)	出願書類審査通過連絡		10(5)4ページ
4月23日(木)	出願書類の引継ぎ	大阪府 →受託者	10(6)4ページ
4月26日(日)	I次選考(筆記等)	受託者	10(7)4ページ
4月27日(月)	I次選考結果通知、結果開示		10(8)4ページ
4月29日(水・祝日)	2次選考(面接・グループワーク等)		10(7)4ページ
5月1日(金)	2次選考結果通知、結果開示		10(8)4ページ
5月10日(日)	入塾式、入塾オリエンテーション	大阪府、 受託者	10(9) 5ページ
5月	個人負担金の徴収	受託者	10(10) 5ページ
	IELTS 模擬試験		10(11) 5ページ
5月～7月	海外進学準備講座(前期講座) ※以下、海外進学準備講座は、前期講座とする。		10(12) 6~7ページ
	海外進学に向けての進路指導等		10(14) 10~11ページ
長期休暇期間	夏季実施の場合の短期留学(国・地域、大学等は提案)	大阪府 受託者	10(13) 8~10ページ
8月前半	中間成果報告会		10(16) 12ページ
8月後半～9月前半	IELTS 模擬試験	受託者	10(11) 5ページ
9月～令和9年2月	海外大学受験講座(後期講座) ※以下、海外大学受験講座は、後期講座とする。		10(12) 6~7ページ
	海外進学に向けての進路指導等		10(14) 10~11ページ
長期休暇期間	冬季実施の場合の短期留学(国・地域、大学等は提案)		10(13) 8~10ページ
12月後半～令和9年2月前半	IELTS 団体受検		10(11) 5ページ
令和9年2月21日(日)(予定)	年間成果報告会及び修了証書授与式	大阪府、 受託者	10(16) 12ページ
令和9年2月後半～	令和9年度受講生募集に向けた広報		10(2)3ページ
令和9年3月末まで	業務引継ぎ書を大阪府に提出	受託者 →大阪府	10(19) 13ページ
	事業完了報告書を大阪府に提出		12 14ページ

10 委託業務の内容と提案を求める事項

高校生等海外進学支援事業の実施に当たっては、大阪府と受託者において、各業務の具体的な内容を十分に協議・調整した上で、以下(1)～(19)の企画・運営を行う。また、事業効果の最大化を図るため、各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、大阪府と協議の上、決定すること。

(1) 事業全体のスケジュール・実施運営体制

【提案を求める事項①】事業全体のスケジュール・実施運営体制

- ① 仕様書2ページ『9 事業全体のスケジュール』に基づき、海外進学のスケジュールに合わせた効果的かつ効率的な事業実施となるよう、具体的な年間事業スケジュールを提案してください。
- ② 本事業を効果的かつ円滑に実施できる実施体制を具体的に提案してください。その際、類似事業の実績はじめ、下記(1)から(19)《但し(3)から(6)を除く》に記載のあるそれぞれの業務内容の遂行にふさわしい人員、資格・スキル(業務経験、年数、類似事業での実績等)、人員数を具体的に明示するとともに、委託金額範囲内で実施できる提案内容であることを合理的に説明してください。特に英語ネイティブの教員の配置割合についても併せて提案してください。

【留意事項】

- スケジュールは、別添様式1～4を参照し、提案すること。
- 過去の類似事業実績(現場での経験等)がある場合は、応募書類の様式4「類似事業実績申告書」にて明示すること。
- 人員配置において、英語ネイティブ講師による講座時間の配置割合は、全体の講座時間数の2/3以上を目安とすること。

(2) 年間を通した事業概要周知の広報(契約締結日～令和9年3月31日(水))

- ・ 契約締結後、大阪府の承認を得た上で、年間を通した事業概要周知の広報を実施すること。
- ・ 広報手法は、本事業の受講生募集や活動内容周知に向けて、PR動画等を作成し、本事業専用のSNS等においてSNSマナーを徹底した上で、安全かつ効果的な広報を行うこと。なお、学校への周知において、効果的な手法により十分に行うこと。
- ・ 必要に応じて、大阪府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等の関係機関と連携し、相乗効果を高められるよう取り組むこと。
- ・ 受託者は、本事業専用のSNSアカウント(Instagram、X、YouTube等)を作成し、契約締結日から令和9年3月31日(水)までSNSアカウントを運営すること。
- ・ 受託者は、本事業専用のSNS等において、受託者が作成した事業の活動内容(動画、写真、ブログ等)をコンテンツとして継続的に投稿し、積極的に広報活用すること。
- ・ 受託者が作成・投稿する内容は、事業の活動内容(動画、写真、ブログ等)とし、応募対象者の世代にとって魅力的な内容であるとともに、本事業の目的(海外進学意欲の喚起、若者のグローバル人材育成等)に沿うものを、事前に大阪府と協議し、承認を得たうえで決定・実施すること。
- ・ 講座見学会(オープンキャンパス)を実施する際は、実施形式、体制、時期、参加対象者、安全面等の配慮、講座内容等については、事前に大阪府と協議し、承認を得たうえで実施すること。

(3) 出願書類の受付、受講生募集説明会動画公開(予定)

- ・ 受講生募集(参考!「2026年度おおさかグローバル塾受講生募集要項概要」を参照)から出願書類審査、受講生募集説明会動画の作成・公開までは大阪府が実施する。

【仕様書】

- 大阪府が作成した当該動画公開後は、受託者による募集活動時に本動画を広く周知すること。

(4) 出願書類審査

- 出願書類審査は、大阪府が出願書類により出願資格を満たしているかの要件を審査する。

(5) 出願書類審査通過連絡

- 大阪府は、出願者へ出願書類審査通過を通知する。

(6) 出願書類の引継ぎ

大阪府は、出願者へ出願書類審査通過を通知後に、受託者へ出願書類の引継ぎを行う。

(7) 1次選考(筆記等)、2次選考(面接・グループワーク等)

- 受託者は、1次選考及び2次選考を実施し、本事業の目的に資する受講生(定員50名)を選出すること。なお、選考においては、公平性を確保するとともに、(参考1)「2026年度おおさかグローバル塾受講生募集要項概要」を参照し、出願書類で確認する内容(志望理由、海外進学計画や将来像、大阪への貢献など)や、求める人物像を踏まえて選考を行うこと。
- 1次選考及び2次選考の各会場を確保すること。
- 1次選考及び2次選考内容と、それぞれの選考における具体的な審査基準を作成し、事前に大阪府と協議し承認を得ること。なお、選考過程においては、客観性を担保するため、大阪府も1次選考及び2次選考に参画する。
- 審査基準については、海外進学に必要な英語力の習得、IELTSのOverallスコア5.5以上を見込み、かつ、より海外進学を強く希望する受講生を選抜するための具体的な選考内容及び審査基準とすること。
- 受講生配付用として、年間の具体的な講義日程案を作成し、事前に大阪府と協議し承認を得た上で、1次選考日当日に出願書類審査通過者へ参考送付すること。
- 選考結果については、1次選考と2次選考の総合結果をもって受講生を選考すること。

【提案を求める事項2】1次選考(筆記等)、2次選考(面接・グループワーク等)

- ③ 1次選考(筆記等)及び2次選考(面接・グループワーク等)における、受講生の選考方法、選考基準、審査官の人選、選考体制、選考時間割について、適切かつ具体的でわかりやすく、より海外進学をめざす受講生が選考できうるものを探して下さい。また、選考体制については、応募者数が定員の2倍以上であっても効率の良い手法で、選考業務を実施することができるような具体的な内容を探して下さい。

(8) 選考結果通知、結果開示

- 受託者は、別途指示する様式で大阪府に選考結果について情報提供を行い、大阪府の承認を得た上で、各出願者に1次選考及び2次選考のそれぞれの結果を通知すること。また、受託者の定める期日(結果通知日から3日以内(土日祝除く)を目安とする)までに2次選考合格者から受講承諾を得ること。
- 受託者は、出願者本人から、選考結果の開示要求がされた場合、対応すること。なお、開示する内容等は別途定める。

(9) 入塾式、入塾オリエンテーション

- ・ 入塾式は、大阪府の主催により実施するが、受託者は、これらの行事等に参加し実施に協力すること。
- ・ 入塾式後に、受託者は日本語で、入塾オリエンテーションを実施すること。なお、入塾オリエンテーションは、海外進学準備講座（前期講座）の1日目に含めないこと。
- ・ 入塾オリエンテーションにおいては、おおさかグローバル塾のしおりを作成し、受講生へ配付すること。ただし、しおりの内容等については、大阪府と協議し、承認を得たうえで受講生あて配付すること。

(10) 個人負担金の徴収

- ・ 個人負担金は、おおさかグローバル塾の受講を決定した後1か月以内に徴収することとし、原則納付後の返還には応じないものとすること。
- ・ 受託者は、委託金額に加え、受講生全員から個人負担金（受講生1名につき240,000円）を徴収し、短期留学費に充てること。
- ・ 受託者は契約締結後に、おおさかグローバル塾の受講を決定した後の個人負担金の徴収実施日程、徴収方法、受講生への案内方法等を大阪府に提示し事前に承認を得ること。
- ・ 当該個人負担金には、本事業の講座受講までの交通費、オンライン対応に要する通信費、短期留学に必要となるパスポート・ビザ取得費用、海外旅行保険料、自由行動やフィールドワーク時の昼食代、渡航に必要となる検査料等の費用は含まれないため、別途受講生の自己負担とすること。

(11) IELTS 模擬試験(2回)、団体受検(1回)

<模擬試験>

- ・ 英語力の測定は、後期講座で受検するIELTS(※)団体受検により行い、その中間測定として、IELTS模擬試験を行う。
- ・ 受託者にてIELTS模擬試験を作成・準備の上、受講生全員にIELTS模擬試験を団体受検させ、個々の英語力を把握・分析し、結果を大阪府に報告すること。なお、IELTS模擬試験の団体受検は、通常の講座時間外に実施すること。
- ・ IELTS模擬試験の内容及び受講生への実施案内方法等については、事前に大阪府と協議し、承認を得たうえで案内・実施すること。
- ・ 受検時に必要があれば、マイク付きヘッドフォンは、大阪府から受託者に貸与することができる。

<団体受検>

- ・ 令和8年12月後半～令和9年2月前半を目途にIELTSを受講生全員に団体受検させ、個々の英語力を把握・分析し、結果を大阪府に報告すること。なお、受検は通常の講座時間外に実施すること。
- ・ 受講生への具体的な団体受検日等に関する案内は、受託者にて調整し、別途大阪府と協議の上、実施すること。

【留意事項】IELTS模擬試験及びIELTS団体受検の平均点の結果に基づく減額措置

- ・ IELTS模擬試験及びIELTS団体受検の平均点の結果に基づく減額措置として、プログラムで実施する全てのIELTS模擬試験及びIELTS団体受検のOverallスコア結果の平均点が、出願資格の1つであるIELTSのOverallスコア4.0未満となった受講生が発生した場合、受講生1名あたりの該当経費（教材費、IELTS模擬試験費、IELTS団体受検料、短期留学に係る渡航費の実費）の5%を委託費より減額する。なお、Overallスコアの平均点の算出においては、少数第2位を切り上げて計算する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、受検において変更があった場合等についても、別途協議を行う。（ただし、受講生の特別な事情や状況等がある場合を除く。）

（参考）

※ IELTS…世界で140カ国以上の教育機関、国際機関、政府機関で採用されている世界的に認められた英語検定試験。英語の4技能（スピーキング、ライティング、リーディング及びリスニング）を測る試験であり、日本では公益財団法人日本英語検定協会が運営。

【仕様書】

(12) 講座内容・カリキュラム(海外進学準備講座(前期講座)、海外大学受験講座(後期講座)【共通】)

- 令和8年5月～令和9年2月の10か月にわたって、受講生50名のクラス運営を実施すること。
- 講座内容は、アカデミックリーディング、ライティング、リスニング、スピーキングに加え、ディベート、ディスカッション、クリティカル・シンキング(批判的思考)等の向上につながる高度な内容・カリキュラムとすること。

(ア) クラス編成・講座の運営管理

- 以下の内容について、事前に大阪府と協議し、承認を得たうえで実施すること。

<クラス編成>

- 受講生の英語力や希望時間等に配慮し、効果的なクラス編成を行うこと。

<講座会場>

- 受講生が通いやすく利便性、安全性が高い会場を確保すること。

<講座時間>

- 原則として年間42時間以上とする。なお、それぞれ以下記載時間を目安とする。(ただし、日曜日の開催が難しい場合は、受講生が通塾しやすいようなスケジュールを提案すること。)
 - 海外進学準備講座(前期講座)原則日曜日:21時間以上
 - 海外大学受験講座(後期講座)原則日曜日:21時間以上
 - 原則 1日3時間(休憩時間を含まない)

(講座時間例) ※各クラスで交流を図ることができるように工夫すること

午前 9:15～12:30 (途中休憩15分) 2クラス

午後 1:30～4:45 (途中休憩15分) 2クラス

- オンラインでの授業については、年間講座時間のうち10時間以内とし、効果的な講義を提案すること。

<クラス・講座の運営・管理体制>

- 受託者の管理下にある間、自宅とおおさかグローバル塾との往復途上にある間、受講生に生じる可能性のある突発的かつ偶発的な事故等にも備え、傷害保険に加入するなど安全を確保できる体制をとること。
- 携帯通信端末機のアプリケーション等を活用し、受講生、受託者、大阪府の間で、情報共有や緊急時の連絡が取れるような体制をとること。

(イ) クラス編成・講座の運営管理

<講座等の出欠管理>

- 以下の【受講生の欠席等の取扱い】に留意するとともに、受講生の講座の出席管理を徹底し、定期的に出欠状況等を大阪府に報告の上、必要に応じて府と協議し対策をとること。なお、感染症等の影響による受講生の欠席等に備え、必要に応じて在学する高校等に状況の把握や連絡が取れるような体制を整えること。

<受講生の欠席等の取扱い>

- 海外進学準備講座(前期講座)を3日以上欠席した場合、原則短期留学に参加させない。
- 短期留学への不参加またはIELTS模擬試験及びIELTS団体受検の未受検、全体のプログラムを通じ4日以上欠席となった場合(※)、原則修了証書を授与しない。ただし、大阪府の認めた補講を受けた場合、欠席日には含めない。

※ 重要な学校行事、忌引、感染症等の影響で在学する高校等が休業の場合で、書面による申出があった場合を除く。また、台風や交通機関のストライキ等による講座休講の場合を除く。

※ 「重要な学校行事」とは、学校又は学年における全ての生徒が一堂に会するような行事で、他の日程での代替参加ができないもの(入学式、卒業式、修学旅行、文化祭のほか、大阪府が認めるもの)をいう。

【仕様書】

<受講生に問題が発生した場合の対応>

- 受講生に問題等が発生した場合の対応策として、受講生に、プログラムへの参加等に影響を与える可能性のある事象（体調不良による在学する高校等の長期欠席等）、問題（在学する高校等における出席停止や懲戒処分等）等が発生した場合、大阪府に速やかに報告し、対応を協議すること。なお、当該の事象、問題等が発生した場合は、次のような措置をとる場合がある。
- 在学する高校等において、出席停止などの懲戒処分を受けた受講生については、大阪府がその内容、事實を校長に確認の上、プログラムに参加させないこととする。講座において、頻繁に宿題を忘れる、故意にグループワークに協力しない、受講生個人のSNS等に本事業に関する不適切な発言や事業全体の品位を損ねるような内容を掲載する、その他講座の進行を妨げる行為などに對し、再三の注意をしても改善が見込めず、その後の継続が困難と認められる受講生については、受託者の相談に基づく大阪府の判断でプログラムに参加させないこととする。

(ウ) 内容・カリキュラム等

- 講座は原則として英語で行い、受講生間の会話・対話も英語を基本とすること。ただし、講座内容により日本語による説明が必要な場合は、その限りではない。

<各講座の内容・カリキュラム>

- 最新のIELTS試験情報を入手した上で、IELTSのスコアアップトレーニングを行い、海外進学に必要となる英語スキル、スコアの取得をめざすこと。また、IELTS団体受検までにIELTSのOverallスコア5.5以上の達成が困難と想定される受講生に対する具体的な補足的サポートを実施すること。
- 英語で大阪をはじめ日本や世界の歴史・文化・時事問題やSDGs等を学ぶとともに、それらをテーマにディスカッション、ディベート、プレゼンテーション等を行うなど、世界の人々としっかりとコミュニケーションできる力及びアカデミックスキルを育てること。
- 海外の大学での学習法、講義への臨み方、海外での礼儀やマナーといった現地ルールやトラブルへの対処法を学ぶなど、自信を持って海外生活を送る力を育てること。

<中間成果報告会にむけたプレゼン作成・準備>

- 中間成果報告会において発表する、大阪の魅力発信やSDGs等に関連するプレゼンテーション等を受講生に作成させること（原則、英語で発表）。なおテーマ等については、事前に大阪府と調整すること。

<年間成果報告会にむけたプレゼン作成・準備にかかるスケジュール及びその内容>

- 本プログラムを通して学んだことを活かし、将来や今後の大阪への貢献等に関連するプレゼンテーション等を受講生に作成させること（原則、英語で発表）。なおテーマ等については、事前に大阪府と調整すること。

【提案を求める事項3】講座内容・カリキュラム

- ④ 講座内容・カリキュラムは、最新のIELTS試験及び海外進学に関する情報を反映し、修了時に受講生の90%がIELTSスコア5.5以上を達成できる英語力の習得をめざすものとしてください。また、アカデミックスキルとして必要な4技能に加え、クリティカルシンキング、ディスカッション、ディベート、プレゼンテーション等の能力を総合的に育成できる具体的な内容を示し、講座で使用する教材サンプル（既存の類似教材の添付可）も併せて提案してください。

(13) 短期留学・代替プログラム

- 令和8年度のおおさかグローバル塾の短期留学については、委託料及び受講生の個人負担金の範囲内において、受託者の提案する国・地域、大学及びプログラム内容等で実施するものとする。なお、受託者は、大阪府と契約締結後、大阪府及び短期留学先の関係機関等と短期留学プログラムの具体的な内容を調整・協議し、大阪府の承認を得た上で短期留学先を決定すること。ただし、世界の社会経済情勢の変化等による影響により、短期留学の実施及び渡航について変更する場合がある。
- 本短期留学は、受講生に海外進学意欲を喚起させることはもとより、幅広い国際的な視野と多様な価値観を身につけさせるため、異文化体験の『質』を重視する。そのため、プログラム内容の教育的効果を評価したうえで、文化・言語・習慣の差異が大きい地域での体験を提供する提案に加点することとする。具体的には、欧州・北米・オセアニアなど、アジア圏と比べて異文化度が高い地域を提案する場合、加点対象とする。

<留学・滞在先、現地滞在日数目安等>

- 原則留学先はオセアニア州・欧州・北米地域で、現地滞在は3日以上であり、QS世界大学ランクイング2026年度版で上位200位以内の大学でのプログラムを想定している。
- それ以外の地域を提案する場合は、原則英語圏または第二言語として英語が使える国・地域であって、現地滞在は5日以上であり、QS世界大学ランキング2026年度版で上位100位以内の大学とし、その大学ならではの特色あるプログラムを盛り込むこと。
- 外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における海外安全ホームページ上「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当しない国・地域
※参考【危険レベル】
 - ◆ レベル1:十分注意してください。
 - ◆ レベル2:不要不急の渡航は止めてください。
 - ◆ レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
 - ◆ レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)
- 短期留学先については、今後おおさかグローバル塾の修了生が海外進学するにあたり相応しい内容とすること。なお、参考としてこれまでおおさかグローバル塾生の修了生が実際に海外進学した国・地域、大学等の上位10位については、以下のとおりである。
 - ◆ (参考)おおさかグローバル塾塾生の海外進学先(上位10位分・直近5年)

	国・地域		国・地域
1	マレーシア	6	ハンガリー
2	アメリカ	7	オランダ
3	イギリス	8	韓国
4	オーストラリア	9	チェコ
5	カナダ	10	ベルギー

<短期留学プログラム内容>

- 実際の大学の講座や大学生活をイメージできるような体験を盛り込むこと。
- 具体的な短期留学全体のプログラムの詳細等については、事前に大阪府と協議し、承認を得たうえで、受託者が短期留学先の関係機関等と直接調整を図ること。
- 参加者は、受講生50名、引率者5名（大阪府職員2名、受託者3名を予定）とする。
- 本プログラムに必要な費用については、受託者が短期留学先の関係機関等に支払うこと。
- 実際の講義又は実際の講義に近い講義スタイルを中心としたプログラムを実施すること。
- 短期留学中は、受講生に対し、当日のプログラムの振り返りをさせるとともに、翌日のスケジュールやプログラム内容の説明を行うこと。
- 現地学生との交流イベントの開催など、受講生が直接現地の人とコミュニケーションを図る機会を設けること。

【仕様書】

- 短期留学プログラムの終盤に、一連の成果をプレゼンテーションにまとめ、大学関係者等を相手に発表する機会を設けること。なお、現地でのプレゼンテーション作成等が滞りなく行えるよう、使用する機材等は事前に調整・準備しておくこと。
- 短期留学中は、受講生が自発的かつ積極的に行動し、できるだけ英語のみで生活をするような工夫をすること。

<短期留学説明会>

- 受講生及び保護者に対し、短期留学説明会を2回以上実施することとし、そのうち1回以上は保護者と受講生が参加できるように設定すること。なお、当該説明会では、具体的なスケジュール、プログラムの内容等が記載された「短期留学のしおり」を作成し、受講生全員に配付すること。「短期留学のしおり」の作成にあたっては、事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。

<短期留学にかかる下見>

- 受託者は短期留学出発前までに、移動導線や緊急時の現地連絡先等の確認、大学でのプログラム等の詳細を現地担当者と決定するための下見を行うこと。

<渡航・滞在>

- 短期留学先の滞在先（ホテル、学生寮、ホストファミリー等）選定については、以下の【留意する点（例）】を参考に、必要に応じて提案すること。

【留意する点（例）】

- ✧ 本事業の趣旨を理解し、受講生の安全な生活を保障できること。特に、同居する家族内に、犯罪歴のある者について該当がなく、人間関係が円満であること。
- ✧ 外食する場合を除き、1日3食分提供されていること。また、各受講生のアレルギー等の条件も鑑みた上で食事提供がなされること。
- ✧ ホームステイの場合、ペット等の動物アレルギー条件等も事前に確認しておくこと。
- ✧ ホームステイの場合、ホストファミリーの家庭内言語が原則英語であること。等

- 短期留学に参加する者（受講生、大阪府担当者を含む引率者）に係る必要な渡航・交通手段等については、受託者において全て確保すること。また、受託者において費用を負担すること。ただし、大阪府担当者に係る費用については、短期留学終了後、受託者から請求があり次第、別途大阪府が負担する。

- 渡航に必要となる検査や手続き等について把握して受講生に情報提供するとともに、短期留学に参加する受講生全員に、必要に応じて検査や手続き等を義務付けること。

- 海外旅行保険は、現地への救護費用を対象に含めたものとし、短期留学に参加する受講生全員に加入を義務付けること。

- 短期留学の受託者における日本からの引率者は3名とすること。

- 滞在中の現地での活動においては、十分に受講生の安全を確保できる体制をとること。

- 渡航・滞在先等及びその旅程等について、受託者と現地関係機関等間で事前に調整し、大阪府に報告・協議を行い、承認を得たうえで実施すること。

<短期留学代替プログラム>

- 世界の社会経済情勢の変化等の影響により、短期留学が実施できない場合、以下の要件等、内容を踏まえ短期留学の代替プログラムを実施すること。なお、短期留学が実施される場合は、代替プログラムは実施しないこととする。

- 代替プログラムの要件等

- ✧ 代替プログラムの実施時期は、後期講座の開始前を前提とし、短期留学の実施を予定している期間での実施すること。

- ✧ 代替プログラムの実施方法は、対面、オンライン等の非対面かは問わない。

- 代替プログラムの実施にかかる費用は、短期留学の実施で積算した費用を超えない範囲とし、差額については、契約完了後に精算して委託費を減額する。

【仕様書】

<その他>

- 短期留学に参加できなかった受講生には、修了証書を授与しない。短期留学の代替プログラムについても、参加できなかった受講生には、原則修了証書を授与しないものとする。
- 短期留学、短期留学の代替プログラムの期間中における体調不良などに起因するプログラムの不参加については、当該プログラムの内容に応じ、受託者の判断により欠席扱いとすることができる。
- 短期留学及び代替プログラムの実施のため、旅行業法上の基本的旅行業務（※参考 2「旅行業法上の基本的旅行業務（旅行業法抜粋）」参照）（運送又は宿泊についての業務）を取り扱う場合、受託者は、第1種旅行業登録業者であることとし、又は、登録を行っていない場合は、短期留学及び代替プログラムにおける基本的旅行業務を第1種旅行業登録業者に再委託すること（ただし、再委託については「15 再委託の制限等」の内容に留意すること。）。

【提案を求める事項 4】短期留学・代替プログラム

- ⑤ 短期留学にかかる実施体制、時期、具体的なプログラムスケジュール、短期留学先の国、地域、具体的な大学、短期留学説明会の実施概要、スケジュール及び実施手法、短期留学にかかる下見実施体制、渡航・滞在先及びその旅程等の内容を具体的に提案してください。
- 短期留学プログラムについては、実際の大学の講座や大学生活をイメージできるような体験を盛り込み、受講生の海外進学意欲を喚起させるような内容を具体的に提案してください。また、短期留学先の国、地域、具体的な大学については、その優位性（強み、利点、特徴等）を提案理由等とともに明示してください。なお、原則留学先はオセアニア州・欧州・北米地域で、QS 大学の世界ランキング 2026 年度版で上位 200 位以内の大学でのプログラムを想定しており、それ以外の地域を提案する場合は、QS 世界大学ランキング 2026 年度版で上位 100 位以内の大学とし、その大学ならではの特色あるプログラムを盛り込んでください。
- （なお、提案した内容で短期留学を実現するよう関係機関等との調整に努めてください。また、短期留学は日本を出発し、留学する地域から日本に帰国するまでの「往復を」「提案として」「社」「提案としてください。さらに、原則の留学先であるオセアニア州・欧州・北米地域で提案した場合は、当該地域での短期留学を実現させてください。）
- ⑥ 短期留学の代替プログラムにかかる、実施場所・手法（国内外、対面やオンラインの別を問わない）、プログラム内容について、受講生の安全を確保するための対応方法や危機管理体制を明示の上、提案してください。

（14） 海外進学に向けての進路指導・進路相談等

- ・ 大阪の国際化に貢献する人材育成のため、必要な海外進学に向けての進路指導・進路相談を実施すること。

<海外進学に向けての進路指導>

- 海外進学に関する最新情報を収集し、受講生の進路希望や状況の把握に努め、プログラムの適切な時期に以下の対策を講じること。また、受講生の進路指導等にあたっては、受講生の海外進学に対する目的意識を高めるとともに、海外進学後の将来のキャリア形成の観点も踏まえ行うこと。

【仕様書】

- 海外進学の基本情報（出願手続き、最終学歴の成績評価（GPA換算）の重要性等）や、出願校の選び方について、説明・指導を行う場を設けること。なお、出願校については、特定の国や大学等への誘導はせず、受講生個々の希望やスキルに合わせた適切なアドバイスを行うこと。
- 出願のためのエッセイの作成指導をきめ細かく実施するとともに、必要に応じ、SAT（大学進学適性試験）などのアドバイスを実施すること。
- 海外進学に係る奨学金の案内や、受講生の応募状況を確認し、奨学金獲得のための指導・助言を行うこと。
- 出願のために必要な手続き（入学願書、推薦書、身上書、志望動機説明書の作成等）や、進学のための手続き（ビザ取得、入学手続き、渡航準備等）について、指導・助言を行うこと。
- 海外の大学等への進学経験者との交流イベント等を実施し、受講生の海外進学に対する目的意識の向上や、モチベーション維持を図ること。

<海外進学相談>

- 受講生の海外進学に関する悩みや相談に、個別に柔軟に対応すること。（ただし対面、オンライン等の非対面は問わない。）
- 受講生が在学する高校等を訪問するなどにより、受講生の進路指導の状況を把握し、個別面談の結果を大阪府に隨時報告すること。

<令和7年度修了生へのサポート>

- 令和7年度修了生の多くが高校2年生であったことから、令和7年度の修了生からの海外進学相談に応じるとともに、海外進学に向けての進路指導、海外進学相談の内容について、可能な限り受講生と同様のサポートを行うこと。

【提案を求める事項5】海外進学に向けての進路指導・進路相談等

- ⑦ 海外進学を希望する受講生はもとより、国内進学と迷う受講生や令和7年度修了生に対しても、受講生の積極性を養うとともに、海外進学意欲を喚起するような進路指導・進路相談の手法について、具体的に提案してください。

(15) 海外進学意欲を高める取組み等

- 前期講座・後期講座とは別に、委託料の範囲内で以下の取組み・イベントを実施し、受講生の将来の活躍を見据えた上で、大阪の国際化に貢献しうる人物の育成に努めること。

<アカデミックスキル向上イベント>

- 後期講座期間に、受講生のアカデミックスキルを養成する取組みを実施すること。また、成果の発表として、ディベート、ディスカッション等のイベントを実施すること（原則、英語で発表）。
- 本イベントについては、動画撮影を行い、録画データは大阪府に送付すること。
- 実施する日程等については、大阪府と実施2か月前より協議の上、遅滞なく実施できるよう準備すること。

<海外進学後の活躍に向けた取組み>

- 受講生が海外進学後の将来のキャリア形成を意識し、具体的に考えることができるような取組みを行うこと。
- 海外進学後の就職活動についてなど、過去の受講生を含めキャリア形成に有益な情報の提供を行うこと。
- その他、大阪府が実施する海外進学後の活躍に向けた取組みに積極的に協力すること。

【提案を求める事項 6】海外進学意欲を高める取組み等

- ⑧ 受講生の考える力、伝える力、聞く力を育て、コミュニケーション力を強化できるイベント内容及び当該イベントで向上を見込むディスカッション力、ディベート力等の具体的なアカデミックスキルを明示の上、具体的に提案してください。
 - 例 1) ディベート大会:受講生を「賛成」「反対」の 2 グループ分けして、議題に対して討論させる。議題等については、社会課題や SDGs 等といった高校生等にも馴染ある内容とすること。
 - 例 2) ディスカッション大会:社会課題や SDGs 等といった高校生等にも馴染ある内容からテーマ設定を行い、受講生が自由に意見を出し合えるような内容とすること。また、受講生が各自出し合った意見に対して、他の受講生から建設的な意見が出せるような取組みを併せて提案すること。
- ⑨ 受講生が安全に参加できる会場・時間帯等を配慮した上で、海外進学に対する目的意識の向上につながる取組み・イベント等と具体的な内容について提案してください。(対面・オンライン等の非対面は問いません。)
 - 例 1) 海外大学に進学した現役の大学生、海外大学を卒業後に日本(可能であれば大阪府内)で就労している日本人、海外大学を卒業した日本人を採用している企業(可能であれば大阪府内)と交流できるイベント
 - 例 2) 受講生の海外進学先を定期的に調査したうえで、国や地域等ごとに分かれた最新の海外進学に必要な情報提供ができるイベント
 - 例 3) 海外進学後の大学の講義等でも実際に扱われている SDGs をテーマに、他企業や大学との連携等をしたうえで、受講生の大学進学後に大阪や日本へ貢献する気持ちを育むことができるようなイベント

(16) 中間成果報告会・年間成果報告会及び修了証書授与式

- ・ 成果報告会については、大阪府の主催により実施するが、受託者は、これらの行事等に参加し実施に協力すること。

<中間成果報告会>

- 中間成果報告会において、前期講座から短期留学までの期間の成果として、前期講座や現地で学んだ内容を活かし、大阪の魅力発信や SDGs 等に関連したプレゼンテーション等で発表されること(原則、英語で発表)。

<年間成果報告会及び修了証書授与式>

- 年間成果報告会において、受講生が本プログラムを通して学んだことを活かし、自身の将来や今後の大垣への貢献などをテーマに、プレゼンテーション形式等で発表されること(原則、英語で発表)。
- 修了証書は、受託者からの依頼に基づき、大阪府が作成・授与する。

(17) オンライン環境等の整備

- ・ 講座会場のオンライン環境を整備すること。
- ・ 受講生が利用しやすく、汎用性の高いウェブ会議サービスのアカウントを用意し、契約期間中に事業で使用することができるようしておくこと。
- ・ 大阪府の行事等でウェブ会議サービスを使用する場合、100 名以上の参加に対応できるようにすること。
- ・ 事業開始前に、受託者はオンライン環境の具体的な形式、内容、体制等を大阪府に提示し、必要に応じて協議の上、大阪府の承認を得ること。

(18) 事業の効果検証・評価

- 事業の改善点等について確認するアンケート調査を定期的に実施すること。
- なお、アンケート調査の実施については、受講生を対象に、本事業の良かった点、改善すべき点等を問うアンケート調査を実施し、結果を取りまとめる。なお、アンケートの内容は事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。
- アンケート調査の結果や、プログラムで実施する IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の結果等を活用するなどして、適切な時期に、事業効果の検証や評価、分析し、事業の改善を行うこと。また、分析結果等については、隨時大阪府に報告すること。
- 成果指標については、仕様書 | ページ『8 成果指標』を参照し、効果検証の測る際の基準とすること。

【提案を求める事項 7】事業の効果検証・評価

⑩ 受講生へのアンケート調査や実施手法、スケジュールについて提案するとともに、その結果を踏まえた事業やプログラム内容の効果を検証・評価する手法、改善方法等についても併せて具体的に提案してください。

(19) 業務の引継ぎ

- 当該年度の受託者は、次年度の委託業務が円滑に事業を実施できるよう、次年度の受託者に対し、必要な業務の引継ぎを行う。
- 当該年度の受託者は、引継ぎ書を作成すること。
- 引継ぎ内容、引継ぎ書に盛り込む内容等については、別途大阪府と協議の上、作成すること。
- 作成後、大阪府の承認を得たうえで提出すること。

II 本事業実施にあたっての留意事項

- 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- 受託者は、業務の実施体制・実施内容・スケジュール・具体的なプログラムの内容等について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後 14 日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること。
- 事業実施状況については、大阪府に隨時迅速に報告すること。
- 世界の社会経済情勢等の影響により、実施スケジュール等に変更が生じる場合を想定し、対応を準備しておくこと。
- 受講生が 50 名に満たない場合（プログラム中に受講生数が減となった場合も含む。）は、受講生 1 名あたりの該当経費（教材費、IELTS 模擬試験費、IELTS 団体受検料、短期留学に係る渡航費の実費）及び 1 クラスあたりの経費を踏まえて委託費を減額する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、受講生数に変更があった場合等については、大阪府と別途協議を行う。（ただし、受講生の特別な事情や状況等がある場合を除く。）
- プログラムで実施する全ての IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の Overall スコア結果の平均点が、出願資格である 4.0 未満となった受講生が発生した場合、受講生 1 名あたりの該当経費の 5% を委託費より減額する。なお、平均点は少数第 2 位を切り上げて計算する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、受検において変更があった場合等については、大阪府と別途協議を行う。（ただし、受講生の特別な事情や状況等がある場合を除く。）

12 事業完了後に大阪府へ提出するもの

- 受託者は、令和9年3月末時点の事業完了後、事業完了報告書及び成果物として、本事業の検証や評価、分析を行った帳票、プログラム等一式を紙形式とPDFファイル形式の電子データで大阪府に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。
- 制作した動画のすべての映像データ等をCD-R等に格納して提出すること。なお、MP4、WMV、MOV、その他配信する媒体に適したファイル形式のデータを提出すること。
- 計上経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。その際、計上経費は、回数、単価、個数等、算出根拠が分かるように明記すること。

13 委託業務の経理等

- 大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。
- 本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費を賄ってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。
- 委託業務の支出内容を証する経理書類(実績報告書含む)は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担において、いつでも供覧に供することができるよう保存しておくこと。
- 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。
- 委託業務を実施する場合、原則、財産(備品等)の取得は認めないものとすること。

14 著作権等の取扱い

- 委託業務の実施に伴って生じた全てのもの(原稿及び写真、映像、データ等)の特許権、著作権その他の権利(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は大阪府が保有する。
- 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
- 受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作者人格権を行使しない。
- 本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。
- 受託者が制作した動画については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。

15 再委託の制限等

- 採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。
 - 業務の主要な部分を再委託すること。
 - 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
 - 隨意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託すること。

【仕様書】

16 個人情報の取扱いについて

- 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）その他法令に定めるものを遵守しなければならない。
- 業務を処理するための個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。《同特記事項第8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置》業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

17 その他

- 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。

【仕様書】

(参考Ⅰ) 2026 年度 おおさかグローバル塾受講生募集要項概要

1 受講生募集方針(アドミッションポリシー)

<求める人物像>

目的意識・関心

- ・ 高校等卒業後の進路として、海外の大学での学位取得をめざしている者
- ・ 世界に目を向け、様々な分野において活躍しようとする高い志を有する者

資質

- ・ 何事にも積極的に取り組めるチャレンジ精神の旺盛な者
- ・ 最後までやり遂げようと努力することができる者
- ・ 周りとコミュニケーションをとりながら協力して行動できる者
- ・ 将来グローバル人材として大阪に貢献しようとする意志を有する者

英語力

- ・ 「2 対象者」に記載の英語力を有するとともに、海外進学に対応するため、日々英語力の強化に取り組むことができる者

2 対象者(次のすべてを満たす者)

- ・ 大阪府内に住所を有する者で、受講生募集期間末日現在、高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、中等教育学校又は高等専門学校(本科)(以下「高校等」という。)に在学中の生徒で以下の学年に属する者

① 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程…2年又は3年

② 中等教育学校…5年又は6年

③ 高等専門学校…4年又は5年

- ・ 在学する高校等の校長が推薦する者
- ・ 学位取得のための海外進学をめざしている者
- ・ 英検2級、GTEC(4技能)920、IELTS 4.0、TOEFL iBT 45、TOEFL ITP (PBT) 450、TOEFL Junior Standard 725、TOEFL Junior Comprehensive 315、TOEIC (IP を含む) 520、国連英検 B 級のいずれか以上のスコアを有する者

3 募集概要

- ・ 募集時期 令和 8 年 2 月 18 日(水)から 4 月 20 日(月)まで
- ・ 募集定員 50 名
- ・ 出願資格 上記2のとおり
- ・ 個人負担金 1名あたり 240,000 円
- ・ (なお、講座受講場所等までの交通費、オンライン対応に要する通信費、短期留学に必要となるパスポート・ビザ等取得費用、海外旅行保険料、自由行動やフィールドワーク時の昼食代、渡航に必要となる検査料等の費用は、別途受講生の個人負担とし、個人負担金は、原則納付後の返還には応じないものとする。)
- ・ 出願書類(様式は別に定める)

① 【様式1】入塾願書

② 【様式2】志望理由書

- ・ 志望理由(海外進学を志した理由含む)
- ・ 海外進学の計画と、進学後の将来像について
- ・ 大阪への貢献について
- ・ 自己アピール

③ 【様式3】在学する高校等の校長の推薦書

④ 【様式4】誓約書

⑤ 英検、GTEC(4技能)、IELTS、TOEFL iBT、TOEFL ITP (PBT)、TOEFL Junior Standard、TOEFL Junior Comprehensive 、TOEIC (IP を含む)、国連英検のうち、保有するすべてのスコアについて提出。ただし、各資格で最もスコアの高いものを提出。例えば、英検準1級と2級を持っている場合は準1級のみでよい。)

⑥ 出願書類提出チェックリスト

【仕様書】

(参考2) 旅行業法上の基本的旅行業務(旅行業法抜粋)

(定義)

第2条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- (1) 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- (3) 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- (4) 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- (5) 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為

(登録)

第3条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

(別添様式) 独自様式での作成も可能とするが、以下様式の記載事項をすべて記載すること。

I. 海外進学準備講座(前期講座) 日程及び内容

	日付 曜日	科目	内 容
1	/ ()		
2	/ ()		
3	/ ()		
4	/ ()		
5	/ ()		
6	/ ()		
7	/ ()		
8	/ ()		
9	/ ()		
10	/ ()		
11	/ ()		
12	/ ()		

【仕様書】

2. 短期留学日程及び内容(記載例)

日付 曜日	午前 午後	渡航先国 訪問地名	使用交通機関	日程の概要 (研修予定先名称及び内容等)	宿泊先 及び食事
/ ()	午前 午後		○○航空 ○○便	関西国際空港発(00:00)	機内
/ ()	午前 午後	○○市 ▲▲市	バス (専用車)	○○空港着(00:00) ▲▲大学 (研修内容)	▲▲大学寮 (夕食)
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後			関西国際空港着(00:00)	機内

大学等での講義時間数	合計	時間	3. 短期留学代替プログラム の日程及び内容
------------	----	----	---------------------------

(※「1 海外進学準備講座日程及び内容」、「2 短期留学日程及び内容」と同様の様式とする。)

4. 海外大学受験講座(後期講座)日程及び内容

(※「1 海外進学準備講座日(前期講座)程及び内容」と同様の様式とする。)

5. 年間広報スケジュール

年	月	広報活動分類	具体的な広報内容
2025	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
2026	1		
	2		
	3		